

協働契約のあり方検討部会作業班(5/12)実施報告

- 1 日時 令和4年(2022年)5月12日(木)9:00~10:00
- 2 場所 中央公民館 203学習室
- 3 出席者 檜垣委員、足立委員、中山委員、加藤委員、光村委員 計5名
事務局(上田、浅井、新城、岡田、石倉)

4 内容

前回(3/22)の部会におけるご意見一覧(抜粋)を事務局でまとめた資料を基に、意見交換をおこなった。概要は以下のとおり。

- (1) 「協働契約」ではなく通常の契約行為におけるガイドラインを作成することについて
 - ア 意見No.18のとおり、進めるということでしょうか。(事務局)
 - イ 「尼崎市で言うところの委託型のことを指している」というのはどういうことか。
 - 意見No.13に説明が記載されている。この中の委託契約に的を絞ったうえで、従来の契約という枠組みの中でのガイドラインとしてまとめていくということである。この方向でよろしいか。(事務局)
 - 一同、了承。
- (2) ガイドラインの対象者について
 - ア 協働の指針の表現(市民と市)に合わせるのがいいと思う。
 - イ 一個人との契約は可能か。
 - 可能。(事務局)
 - ウ ガイドラインをつくることによってどういう状態にしたいのかというアウトカムを共有できれば、自ずとガイドラインの対象者も見えてくるのではないか。
 - (ア) ガイドラインがあれば市民が納得する形で契約ができるようになる。公金を使うこと責任を市民が意識するようになる。
 - (イ) 市民と市が同じ方向を見てまちづくりを進めることができる。
 - (ウ) まちづくりをやろうとしている人の「思い」を無駄にしないように、ガイドラインで道筋を示す。
 - (エ) 協働事業を実施する時に、何のためにこの事業をやるのかということを、市民も市も明確にする必要がある。
 - エ 「市職員の皆様へ」という表現に違和感がある。ガイドラインの内容を市職員が理解していることは前提。
 - 市の職員にも浸透し切っていないのが現状であり、まだまだ啓発が必要。(事務局)
 - 市職員の皆様へという表現は必要だし、悪くないと思う。

オ ガイドラインがあることで必要な経費が見積もられて予算に反映することができるのではないか。

→ 市民と市がまちづくりをするための道具としてのガイドラインであり、お金を出すのが市で動くのは市民とならないようにしないとイケない。予算をとるためのガイドラインなら市と市民の関係がくずれる、市民の提案力を高めることでないといけない。

カ これまでのご意見を踏まえ、対象者は「市民と市」で広く設定する方向でよろしいか。

→ 一同、了承。

(3) ガイドラインの対象事業（協働事業の範囲）について

ア 「協働の指針」の協働の領域（p.3）で考えると、行政が単独で行う領域と市民団体等が単独で行う領域を除いたあらゆる事業において協働は可能であるため、協働事業の範囲を特定の領域や分野に絞って表現するのは難しい。協働の形態（p.16）で考えると、形態の一つとして「委託」があり、今まさに委託契約に特化したガイドラインを作成しようとしているところである。ガイドラインの対象事業（協働事業の範囲）は「協働の形態の内の『委託』」を対象とするということかどうか。これまでの議論とも、協働の指針とも、整合性がとれているのではないか。（事務局）

イ 補助や協賛等も公金という意味では同じだが、ガイドラインは適用しないのか

→ 補助と委託ではスタートが違うと思う。委託は本来市がやるべきこと。補助まで入れるとガイドラインの視点が変わる。「話し合いが大切」等の考え方については、委託以外でも使えることだと思う。

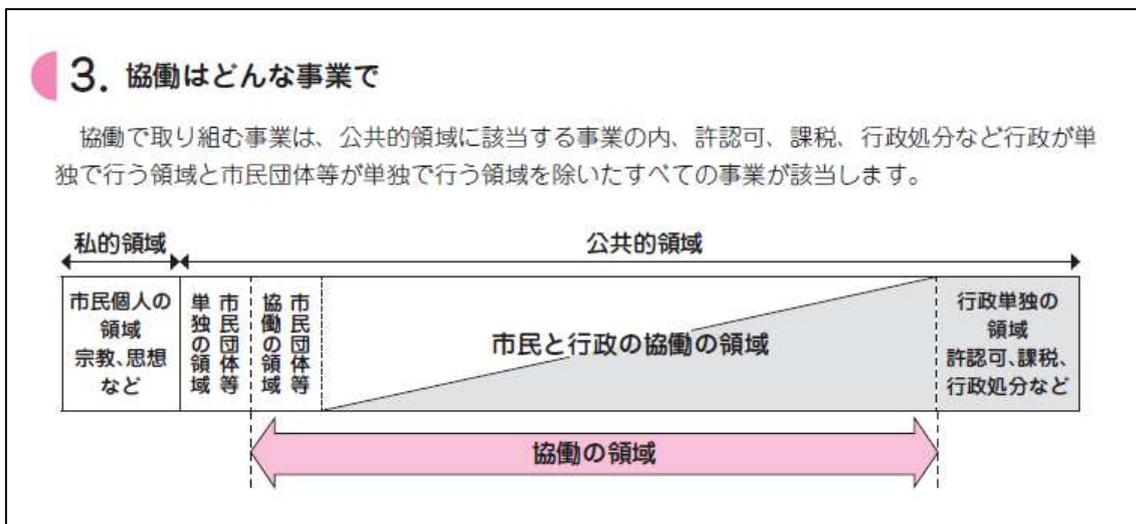
→ 協働のマニュアルにも「人間関係もこのマニュアル」というような記載がある。ガイドラインは委託に特化するが、「話し合いが大切」といった共通する考え方の部分には「委託以外でも参考にしてほしい」というような文言を入れてもいいのではないか。

→ 「委託」に特化したガイドラインとしてまとめていく方向で一同、了承。

5 今後について

引き続き、作業班で意見交換を実施していくこととし、次回開催に向けて日程調整中。

【協働の指針p3より抜粋】



【協働の指針p16より抜粋】

6 協働の形態は事業ごとに選びます

協働は、誰がその事業の主体なのかによって、「主催」「共催」「後援」などに分けられます。事業を実施する場合の資金提供の流れとしては、「委託」「補助・助成」「寄付・協賛」など多様な関係性があります。

形態		内容
主体性	主催	中心になる主体が、企画や運営など、責任をもって実施するもの
	共催	複数の主体が、ともに主催者となって、実行委員会を組織するなど役割を分担しながら事業を実施するもの
	後援	他の主体が取り組んでいる事業に対し、団体の名義を提供し、事業の社会的信頼性が増すように支援を行うもの
資金提供	委託	設定された事業の目的や内容に基づいて契約し事業の実施あるいはサービスの提供を行うもの
	補助・助成	公益的な活動を行う団体の事業に対して、行政などが支援的な立場から資金提供を行うもの
	寄付・協賛	団体の活動主旨や特定のイベントに賛同して、金銭その他の資産など経済的な支援をするもの